

広島県告示第四百十六号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別表を次のように改める。

別表

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五〇三円	一一、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一二、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四二円	二一、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一二円	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九三五円

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。